

新たな文化振興基本計画の構成イメージ

【現行計画の構成】

I はじめに

- 計画策定の趣旨
- 計画の性格
 - ・ 県文化振興条例に基づく、文化の振興に関する基本的な計画。
 - ・ 県総合計画の文化振興に関する部門別計画。
- 計画期間
 - ・ H25年度～H32年度の8か年

II 本県の特性と時代潮流

- 1 本県の特性
- 2 時代潮流

III 目指す文化の姿（※基本構想。条例第7条第2項第1号）

- 1 文化振興の基本目標
- 2 施策展開の視点

IV 推進施策（※条例第7条第2項第2号から第9号に掲げる事項）

- 1 県民の文化活動の促進（同条同項第2号）
 - (1) 文化意識の醸成
 - (2) 文化の振興を担う人材の育成
 - (3) 文化活動への支援の充実
- 2 芸術の鑑賞その他文化に接する機会の充実（同条同項第3号）
 - (1) 優れた文化芸術に親しむ機会の充実
 - (2) 文化情報の収集・提供
- 3 青少年の文化活動の促進（同条同項第7号）
 - (1) 発表機会と鑑賞機会の充実
 - (2) 学校教育等における文化活動の充実
- 4 文化活動を行う拠点の機能の充実（同条同項第8号）
 - (1) 文化施設の機能の充実
 - (2) 文化施設等における運営等の充実
 - (3) 文化施設相互の連携の促進
 - (4) 文化活動の発表や交流の場の確保
- 5 伝統文化の継承及び発展（同条同項第4号）
 - (1) 伝統文化の継承と発展
 - (2) 文化財の保存と活用
- 6 生活文化の充実（同条同項第5号）
- 7 文化の交流の推進（同条同項第6号）
 - (1) 広域的、国際的な文化交流の促進
 - (2) 文化の発信と交流の拡大
- 8 文化振興による地域づくり（同条同項第9号）
 - (1) 伝統文化による地域のきずなの維持、再生
 - (2) 文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化
 - (3) 文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり

V 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進
 - 期待される役割
 - ・ 県民、文化団体、企業、市町村、関係公益法人
 - ・ 県の役割（民間団体等との連携・協力、県の推進体制）
- 2 計画の進行管理

【新たな視点】

文化芸術基本法における「地方文化芸術推進基本計画」としての位置付け。

新たな県総合計画を踏まえ、R4年度～R12年度の9か年とすることを想定。

新たな課題（新型コロナウイルス感染症）

- 新たな県総合計画
- 国の施策
 - ・ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律
 - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 県文化財保存活用大綱
- 新型感染症等の危機への対応